

色麻町集中改革プラン

～新しいまちづくりをめざして～

【行政改革の基本方針】

1 新まちづくり自立計画に添った集中改革プランの作成

今や自治体の多くは、財政問題、環境対策、少子高齢化、過疎化など様々な大きい波に翻弄されています。

色麻町も例外ではなく、目標を定めて乗組員（住民）と一緒に力を合わせ、荒波の中をしっかりと舵を取っていかなくてはなりません。

舵を取るための指針を定めるのが行政の役割であることから、平成17年3月に、この指針を新まちづくり自立計画として町民皆さんに示したところです。

この計画を基に、改革の期間を平成17年度を初年度とし、平成21年度までの5ヶ年間とした集中改革プランを策定します。

2 行政改革の推進

地方財政の大きな転換期を迎え、いかに効率の良い行財政の運営をするのが一つの課題であります。本町では平成9年度から様々な行政改革を行い一定の成果が得られています。今後もこの方針を推し進めることとします。

職員定数管理による人件費の削減

5年間で121名の職員数を12名減員し109名とします。これにより平成21年度には、平成17年度に比して人件費が6千5百万円ほど削減される見込みです。

職員の研修及び資質の向上

職場内研修のほか、専門性が要求されるものについて研修項目ごとに東北自治研修所、市町村職員中央研修所などに職員を積極的に派遣。職員及びサービスの資質の向上を図ります。

効率の良い事務執行のための組織機構及び事務事業の見直し

町民の立場に立った利用しやすい役場を目指し、組織の統廃合と担当事務事業の見直しを必要に応じて随時行います。

各種団体の補助金の見直し

各種団体の補助金については、平成10年度から見直しを行い、被補助団体の会員の協力を得ながら削減・廃止を行って来ました。補助の目的は、団体が自主的に運営するまでの財政的支援措置です。団体の運営に自立性が認められた場合には、今後とも見直しを行います。

各種委員会、審議会委員の報酬・費用弁償及び委員会、審議会の統合を含めた見直し

各種委員会委員、審議会委員は、常勤の役場職員とは異なり、非常勤の特別職の職員と言われます。非常勤の特別職の職員の報酬は、農業委員、教育委員、消防団員などの年報酬の他は、日額報酬と費用弁償が支給されます。これらの年報酬や日額報酬、費用弁償を減額します。

経済効率を優先とした事務事業及び公共施設民間委託の検討(官から民へ)

投資効果に基づいた事務事業を点検評価し、スクラップアンドビルドの考え方を浸透。また、公共施設の管理について、民間に委託した方がより利用目的にかなうと判断される場合は、条件を付して委託先を公募し、議会の議決で委託先・委託期間を決める指定管理者制度を導入します。

定期的な事務事業評価の導入

内部による定期的な事務事業評価を試行しており、将来的に事務事業評価を町民に公表し、更には有識者を含めた行政評価委員会を設置して事務事業の効率化、能率化を図ります。

3 住民と行政との協働

行政サービスを提供する行政とサービスの受け手である住民とが連携することで、効率的で質の高いサービスが享受できることも十分可能になります。

財政環境が厳しさを増す状況では、行政だけで問題解決ができるとは言い難く、地域全体で取り組むことで、より容易に解決することが多くなっています。

そこで今後は、住民と行政が共に手を携えて様々な諸問題を解決し、快適なまちづくりをする必要があります。行政も住民の皆さんが積極的に参画できる機会を設けて、協働のまちづくりを進めていきます。

4 情報提供の推進

協働のまちづくりに必要な最大のポイントは、情報提供を更に深化させることにあります。町ではこれまで情報公開条例を制定し、何人にも情報を開示するという姿勢を取ってきました。また行政の様々な分野において情報提供する

出前講座を開設してありますが、いずれの制度も利用者は少なく、新たな仕組みが必要と思われまます。

町のホームページにおいて、できる限り新鮮な情報の提供に努めており、町の広報紙では是非知っていただきたい情報を工夫しながら提供しています。また他町にはない有線放送を活用した広報活動も行っています。

行政としてこのような媒体を手段として情報提供に努めているものの、現実的には伝わっていないこともあります。

この協働のまちづくりでは、住民と行政が常に情報を共有し、共通理解を基盤とした信頼関係を築かなければ何も始まりません。町からの情報提供を住民が貪欲に受け止めてもらえるような雰囲気づくりとともに、わかりやすく親しめる情報提供と意見交換が可能な仕組みも新たに構築します。

5 財源の確保と受益者負担

今後の財政状況は、地方交付税や補助交付金の削減と不確定な税源移譲で、厳しく不透明な状況にあります。税収も年々漸減傾向にあります。雇用の場の確保と税収の増収を目指すには企業誘致が有効なこともあり、今後も取り組むべき事業です。

また、産・学と連携した起業家の発掘も検討し、担税能力を持つ法人の育成支援も考慮していく必要があります。

歳出面では家庭又は事業所から排出されるゴミは増加の一途をたどり、拡大生産者責任の考え方によるごみ処理制度の一部改正は望めるものの、まだまだその処理に要する費用は自治体の大きな財政負担となっています。そのようなことからごみ処理の有料化が既定方針となり、近い将来全国的に有料化が実施されることとなります。

また、財政状況が更に厳しい状況におかれた場合には、広く行政サービスのあり方を再検討すると共に、サービスを維持するための財源として、受益に応じた手数料、使用料などの負担増を求めることとなります。

【具体的取り組み事項】

1 行政改革の推進

職員定数の管理による人件費削減

新まちづくり自立計画に基づき、今後10年間の退職者を考慮し、一般職員の補充率はおおむね25%（退職者4人に対して1人採用）とします。

職員研修及び資質の向上

人材育成基本方針に基づき、専門性が要求されるものについて研修項目ごとに東北自治研修所、市町村職員中央研修所などに職員を積極的に派遣します。今後の行政経営について政策提言ができる職員を養成するなど、職員の資質の向上を図ります。また、新採用職員については、民間会社等への派遣研修も検討します。

新たな給与体系導入と組織の統廃合

平成13年度に勤務評定に関する要綱を策定し、職員の勤務状況を評価して、評価結果を年2回の勤勉手当に反映させていますが、最大の経営資源である職員の「やる気」や「能力」を引き出すため、平成18年度中に、年功的な給与体系から、目標管理の手法を一部取り入れ、業績と能力をより重視した新たな人事考課制度と給与体系への転換を図ります。

また、町民の立場に立った利用しやすい役場を目指し、組織の統廃合と担当事務事業の見直しを行います。平成17年度に総務課と企画商工課、税務課と町民生活課、水道事業所と下水道課を統合しました。更に幼稚園と保育所の統合等についても検討を始めます。

ワンストップサービスの検討

国の行政機関などでは現在、複数箇所または複数回数にわたって行政機関に出向いて行わなければならない申請・届出などの手続を、オンライン化等によって1箇所もしくは1回の申請・届出で完了させる「ワンストップサービス」化への取組みが始まっています。

本町において、様々な行政手続き全てを一つの窓口で完了させることは困難であるにしても、複数の課にわたる手続きを一括して処理することが可能で、住民サービスの向上が図られる分野から検討を始めます。

各種団体の補助金の見直し

各種団体の補助金については、平成10年度から見直しを行い、被補助団体の会員の協力を得ながら削減・廃止を行って来ました。平成16年度からは補助金等審査委員会を立ち上げ、各種団体の補助金に対して審査・検討を行い、実効性の高い補助金制度の運用を行っています。今後も効率的な財政運営を図るために、団体補助金などの適正な運用に関する審査を行い、団体の運営に自立性が認められた場合には、今後とも見直しを行います。

各種委員会、審議会委員の報酬・費用弁償及び委員会、審議会の統合を含めた見直し

非常勤の特別職の職員の報酬や費用弁償は、関係機関の協力のもとに条例が改正され、平成18年度より減額を実施します。

事務事業や公共施設の民間委託の検討（官から民へ）

農産物直売施設やデイサービスセンターなど32施設に、平成18年4月から指定管理者制度を導入します。

他の公共施設についても、将来的な指定管理者制度などの民間委託を検討するほか、事務事業の民間委託に向けて検討します。

定期的な事務事業評価の導入

平成15年度から内部による定期的な事務事業評価を試行しています。数年先を目途に、Plan・Do・Seeのマネジメントサイクルの組織的運用を目指します。将来的に事務事業評価を町民に公表し、更には住民代表による有識者を含めた行政評価委員会を設置して事務事業の効率化を図ります。

2 住民と行政との協働

防犯パトロール隊の創設

全国的に幼い子どもたちが巻き込まれる犯罪が続発していることを受け、平成17年度に公民館が中心となり広く町民に呼びかけ、児童生徒の防犯を目的とした有志によるウォーキングパトロール隊が創設されました。

さらに地区防犯防災マップの作成を支援し、町民あげて防犯防災に取り組む仕組みづくりを推進します。

町民運動会開催内容の検討

町民運動会実行委員会の主導による検討の結果、平成17年度はスタッフの半数を町民から募るなどの改革が行われました。住民と行政との協働の事業として大いに期待されます。

3 情報提供の推進

地区担当職員による各地区行政懇談会の開催

住民と行政が常に情報を共有し、共通理解を基盤とした信頼関係を築くことなどを目的に、これまで隔年で町長が出席して各地区町政懇談会を開催してきました。平成17年度から地区担当職員による各地区行政懇談会を開催し、町が計画している様々な施策や情報を説明すると共に各地区の実情を聴取し、住民との意見交換を行い情報の共有化を深化させます。

4 財源の確保と受益者負担

町税などの滞納者に対して一元的に対応するために、平成15年度に総合徴

収対策室を設置して、滞納税の徴収に一定の成果を上げてきました。更に税の滞納に対する一般納税者の不公平感の解消と滞納額そのものを削減することを目的に、平成17年度に町税の滞納に対する特別措置に関する条例を制定しました。

平成18年度からは、不誠実な滞納者に対して一定の行政サービスを制限することも視野に入れて、納税の促進を図っていきます。

5 保健・医療・福祉分野

がん等の各種検診事業の受診率の向上と介護予防事業の推進

生活習慣病を克服するため、これまで実施してきた食生活改善普及事業や予防健康教育相談事業を継続して実施するのに加え、がん等の各種検診事業を充実し、受診率の向上を図るほか要介護にならないための介護予防事業などを推進します。

敬老祝い金の支給金額の見直し

平成17年度から100歳が100万円から50万円に、90・95・99歳の節目は5万円から3万円に支給額を変更しています。引き続き見直しを検討します。

敬老会開催事業内容の再検討

招待者が一同に会する現在の開催方法では、招待者の出席率が約4割しかなく、また時間的制約から十分な催しができない状況にあります。例えば敬老会を地区ごとに開催した場合、地区住民の創意工夫などで内容の充実も期待できます。今後広く意見を聴き開催方法を検討します。

乳幼児及び児童の医療費扶助年齢の拡大

乳幼児・児童医療費助成を平成15年度から12歳まで拡充してきましたが、平成18年度から更に拡充し中学3学年の15歳までとします。

6 農業・商工業・観光分野

限られた財源を有効に活用した農業施策の推進

本町の農業は米を基幹とし、畜産と野菜を組み合わせた複合経営が主体をなしています。農業経営は、米価の低迷や生産調整政策などが大きく影響している中、未だに農業収入のうち米の占める割合が大きく、その結果、農業だけではなりわいとして成り立たず、兼業化や農業従事者の高齢化が進んでいます。

農業振興を図るためには、やる気のある農業者の発掘と育成を第一にしなければ

ればなりません。

これまで、認定農業者を中心とした農業後継者や中核的農家の支援、農地集積への支援、エゴマなどの地域特産品の開発支援などの施策を講じてきました。これからは、「食料・農業・農村基本法」に基づいた政策を展開し、限られた財源を有効に活用し、従来型の米依存の経営から脱皮するめの有効な施策を講じます。

農業振興地域整備計画改定に基づく生産性の高い土地利用の推進
農地の総合的な整備をさらに進め、生産性の高い土地利用を図るため、平成19年3月までに農業振興地域整備計画の全面的な見直しを行います。

林業事業の事業量の調整

本町の町域の多くが森林で占められています。森林の機能は、水源の涵養、生物多様性の保全、保健休養の場の提供など私達の生活と深く関わっています。今後も森林のもつ多面的機能の維持と財産保持を継続するため、適正な保育事業を実施しつつ、林業事業の事業量の調整を行います。

秋祭り・スポーツ大会の検討

秋祭り・スポーツ大会についても開催内容の検討をします。

保野川ダム管理費の受益者負担の設定

築10年が経過し、機器の更新等に膨大な維持費が今後見込まれることから、受益者負担の設定について検討を始めます。

企業誘致・無料職業紹介事業の継続

空き工場の再利用を目指した企業誘致に今後も取り組みます。また無料職業紹介事業を継続して実施し、後継者や失業者の就業による定住化を促進します。

7 自然環境・生活環境・防災分野

家庭害虫駆除の縮小・廃止

同事業については、住環境が整備され、その必要度が低くなっていることから平成18年度から廃止します。

家庭用排出ゴミの有料化

国が有料化の方針を示したことから、近い将来有料となりゴミの排出量に応じた応分の負担を求めることとなります。

地域バスなどの交通手段の検討

現在、町内には宮城交通（株）による路線バスが運行されていますが、収支状況が悪く平成18年中の廃止が決まっています。町独自の交通手段としては、加美病院の患者送迎バス、色麻・清水両幼稚園への園児送迎バス、清水小学校小栗山地区の児童を対象にした児童送迎バス、冬季間に運行する児童生徒送迎バスがありますが、いずれも一般乗客の利用は対象にしていません。

モータリゼーションが相当進んでいること、利用者のバス離れが進んでいること、世帯がそれほど多くない集落が点在している地域性などから、町独自で事業を実施した場合、利用者の確保に不安があり、厳しい運営になることも見込まれます。

このため、現在運行している園児送迎バスなどを含めた町民が必要としている路線や利用形態を把握し、事業実施に伴う財政負担を勘案しつつ、運営形態を含めた地域交通のあり方について検討していきます。

各地区防災訓練・防犯防災マップづくりの推進

防災計画の見直しや町全体の防災訓練に加え、平成16年度から各行政区ごとに防災訓練や防災マップづくりが行われています。

地区住民の協働による様々な活動が展開されて地域の連帯感が醸成され、安全で住み良い地域が形成されます。町ではこのような活動を積極的に支援します。

8 第三セクター

本町唯一の第三セクターである（株）色麻町産業開発公社は、本町の産業振興や雇用促進などを目的に平成2年に設立しました。当初はステーキレストランの経営を行い、独立採算を堅持し、一時は町に剰余金を寄付するまでになりました。その後、かっぱのゆの食堂部門など4部門が加わり、順調な経営をしていましたが、平成13年にBSE問題が発生し牛肉消費が極端に減少しました。さらに北米産牛肉の輸入禁止による価格高騰が加わり、大幅な赤字経営に転落し、平成14年度においては2千万円ほどの累積損失を出すに至りました。

これを受け平成15年度を初年度とする3年計画の経営改善実施計画を策定し、役員報酬の凍結、職員給料の見直しなどの人件費の削減や、材料の仕入方法に様々な工夫をこらしたり、メニュー数を減らすなど様々な改革を行った結果、17年度には黒字に転換する見込みとなりました。平成18年度には株主への配当も可能になる見通しです。

同公社は、設立当初から独立採算を経営の基本方針として、経済環境がめまぐるしく変化するなかで、その都度、役職員一丸となった経営努力を行い、危機的な困難を乗り越えてきてます。平成19年度には、新たな経営健全化計画を策定することとしています。

今後は、このような経営体への行政の関与のあり方を検証し、より住民サービスの向上と設立目的の達成が見込まれる指定管理者制度などの民営化を視野に入れた検討を行います。

9 介護サービス事業

平成12年度からデイサービスセンターを開設し、事業運営の一部を委託(町社会福祉協議会からの職員派遣)して実施してきました。

平成18年度から、施設運営全般を民間に委託した方がより利用目的にかない、住民サービスの向上になると判断し、指定管理者制度を導入します。

10 上水道事業

近年、水道事業をとりまく環境は大きな変化を見せています。高水準の普及率ですが、長引く地域経済の低迷などで、水道料金の収入の伸びが鈍化し、収益に大きな影響を及ぼし極めて厳しい環境となっています。今後経営基盤の強化などに積極的に取り組み、より一層の自立した経営を図るための施策を講じます。

1. これまでの取り組み状況

- ・ 使用料滞納者への臨時訪問徴収
- ・ 料金改定
- ・ 浄配水場の整備
- ・ 水道台帳の整備

2. これからの取り組み

- ・ 配水管の漏水対応の委託
- ・ 水道メーターの維持管理委託
- ・ 給水装置の修繕業務委託
- ・ 水道料金改定
- ・ 水道料金収納率の向上

3. 定員管理や給与の適正化は、給与体系見直しなど町全体での施策の中で実施します。

11 下水道事業

下水道事業は、平成16年度に全体計画の見直しを行い、特定環境保全公共

下水道事業に加え個別排水処理事業を導入した。そのことにより全体事業費を11億円程度削減することができました。

今後は、二つの事業を一体的に整備し、経費の効率化と水洗化の促進を図ります。

1.これまでの取り組み

- ・全体計画の見直し
- ・浄化センター維持管理業務の委託
- ・ポンプ運転維持管理業務の委託
- ・使用料滞納者への臨時訪問徴収

2.これからの改革の取り組み

- ・施設維持管理などへの指定管理者制度導入を検討
- ・水洗化の促進
- ・使用料収納率の向上
- ・使用料金の見直し

3.定員管理や給与の適正化は、給与体系見直しなど町全体での施策の中で実施します。

【実施計画】

取り組み事項	具体的目標・内容	H17	H18	H19	H20	H21
1 行政改革の推進						
職員定数管理による人件費の削減	退職者の一般職員補充率25%	121名	118名	116名	113名	109名
職員の研修及び資質の向上	人材育成方針に基づき市町村職員中央研修所等への積極的派遣	実施				
新たな給与体系の導入	現在の人事考課制度を見直し、更にやる気と能力を重視した人事考課制度と給与体系を導入	検討	施行	実施	実施	
組織の統廃合	幼稚園と保育所の統合等についても検討		検討	検討	検討	実施
ワンストップサービスの検討	複数の部署にわたる手続きを一括的に処理することが可能で、住民サービスの向上が図られる分野について検討		検討	検討	検討	実施
各種団体の補助金の見直し	平成10年度から既に実施し、平成16年度からは補助金等審査委員会による審査を実施	継続実施				
非常勤特別職の報酬見直し	条例が改正され、平成18年度から減額実施	検討	実施			
公共施設の民間委託の検討	デイサービスセンター等32施設に指定管理者制度を導入	検討	実施			
その他の公共施設の民間委託	将来的な民間委託を検討		検討	検討	実施	
事務事業評価の導入	Plan・Do・Seeのマネジメントサイクルの運用	試行	試行	試行	試行	実施
2 住民と行政との協働						
防犯パトロール隊の活動	平成17年度に公民館が中心となり広く町民に呼びかけ、有志によるウォーキングパトロール隊が創設	実施				
町民運動会の改革	町民主体による開催	実施				
3 情報提供の推進						
地区担当職員による各地区行政懇談会の開催	地区担当職員による行政懇談会を実施し、住民との意見交換を行い情報共有を深化	実施				
4 財源確保と受益者負担						
町税の滞納に対する特別措置に関する条例の施行	税の滞納に対する一般納税者の不公平感の解消と滞納額そのものを削減することを目的に制定	検討	実施			

取り組み事項	具体的目標・内容	H17	H18	H19	H20	H21
5 保健・医療・福祉分野						
がん等の各種検診事業の受診率向上と介護予防事業の推進	がん等の各種検診事業を充実の受診率向上を図るほか要介護にならないための介護予防事業の推進	実施				
敬老祝い金の支給見直し	平成17年度から100歳が100万円から50万円に、90・95・99歳の節目は5万円から3万円に支給額を変更 引き続き見直しを検討	実施				
敬老祝い金の支給見直し	引き続き見直しを検討		検討	検討	実施	
敬老会開催内容の再検討	今後広く意見を聴き開催内容を検討		検討	実施		
乳幼児及び児童の医療費扶助年齢の拡大	15歳児まで拡大	検討	実施			
6 農業・商工業・観光分野						
自立した農業経営の構築にむけた支援策検討	限られた財源を有効に活用した支援策の検討	検討	検討	実施		
農業振興地域整備計画改定に基づく生産性の高い土地利用の推進	生産性の高い土地利用を図るため、平成19年3月を目的に農業振興地域整備計画の全面的な見直し	見直し	見直し	実施		
林業事業の事業量の調整		実施				
秋祭り・スポーツ大会の検討			検討	実施		
保野川ダムの受益者負担の設定	築10年が経過し、機器の更新等に膨大な維持費が今後見込まれることから、受益者負担設定について検討		検討	検討	実施	
企業誘致・職業紹介事業の継続実施	空き工場を再利用した企業誘致及び無料職業紹介事業の継続実施	実施				
7 自然環境・生活環境・防災分野						
家庭害虫駆除の縮小・廃止	住環境が整備されその必要性が低くなっていることから平成18年度から廃止	縮小	廃止			
家庭排出ゴミの有料化	国で有料化の方針を示したことから、近い将来有料となりゴミの排出量に応じた応分の負担を検討	検討	検討	検討	検討	検討
地域バスの検討	町民が必要としている利用形態を把握し、運営形態を含めた地域バスのあり方について検討	検討	検討	実施		
各地区防災訓練・防犯防災マップづくりの推進	各地区ごとの防災訓練や防犯防災マップづくりを推進	実施				

取り組み事項	具体的目標・内容	H17	H18	H19	H20	H21
8 第三セクター						
(株)産業開発公社	行政の関与のあり方を検証し、より住民サービスの向上が見込まれる完全民営化を視野に入れた検討		検討	検討	実施	
9 介護サービス事業						
デイサービスセンターの民間委託	平成18年度から指定管理者制度を導入	検討	実施			
10 上水道事業						
配水管の漏水対応の委託		検討	実施			
水道メーターの維持管理委託		検討	検討	実施		
給水装置の修繕業務委託		検討	検討	検討	実施	
水道料金改定	水道料金見直しを検討	検討	検討	検討	実施	
水道料金収納率の向上	総合徴収対策室と一体となり実施	実施				
11 下水道事業						
特定環境保全公共下水事業に加え個別排水処理事業の導入	特定環境保全公共下水事業区域の縮小とそれに伴う個別排水処理事業の導入し全体事業費11億円の削減	実施				
施設等の維持管理の業務委託	指定管理者制度導入を検討		検討	検討	検討	実施
水洗化の促進	戸別訪問等の新たな施策実施		検討	実施	実施	
使用料収納率の向上	総合徴収対策室と一体となり実施	実施				
使用料金の見直し	使用料金見直しの検討	検討	検討	検討	実施	

【参 考】これまで実施してきた改革の取り組み事項

取り組み事項	具体的内容	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
非常勤特別職の研修旅費等廃止	非常勤特別職（各種委員）の研修旅費及び研修助成金の廃止	実施							
食糧費の削減	食糧費の式典を除く酒肴を伴うものを削減	実施							
出張旅費削減		実施				宿泊旅費削減			県内日当廃止
時間外勤務の削減		実施							
OA化の推進	財務会計、窓口証明等電算システムの導入	実施							
浄化センター維持管理業務委託		実施							
下水ポンプ維持管理業務委託		実施							
水道料金の改定		実施							
事務用品の単価契約による購入	事務用品を一元的に単価契約し費用を削減		実施						
各種団体に対する補助金交付について	16年度から補助金等審査委員会を立ち上げ審査		実施						
役場清掃委託の見直し	常勤清掃員2名を1名に削減		実施						
公共施設維持管理業務の一括入札の導入	各施設の清掃委託料などを一括して発注し委託料を削減		実施						
臨時職員の削減			実施						
組織の統廃合	企画課を企画商工課、産業課を農林課、町民課を町民生活課		実施						
浄配水場の整備	調整交付金などを活用し浄配水場を整備		実施						
文化の日報見直し	町職員、団体職員の表彰廃止			実施					
退職職員不補充による人件費削減				実施					
情報公開条例の制定	情報公開条例の制定による行政の透明性の確保			実施					
文書管理電算システムの導入				実施					
職員の定例研修の実施	管理職員講師による研修会の実施			実施					
高齢層職員の昇給停止	55歳を超えた職員の昇給停止			実施					
物件費の削減	一括発注などにより事務用品、委託料、使用料などの削減				実施				
職員手当の廃止	税等滞納整理手当の廃止				実施				
町長などの給与削減	町長10%、助役・収入役・教育長5%給与削減				実施				
課長等管理職手当の削減	10%から8%に削減				実施				
老人福祉センター管理委託	社会福祉協議会への委託				実施				
窓口証明書の土日交付サービスの実施	電話予約により窓口証明書の退庁後及び土曜日、日曜日の交付サービスの実施				実施				

